

天草市教育大綱

令和2年5月
天 草 市

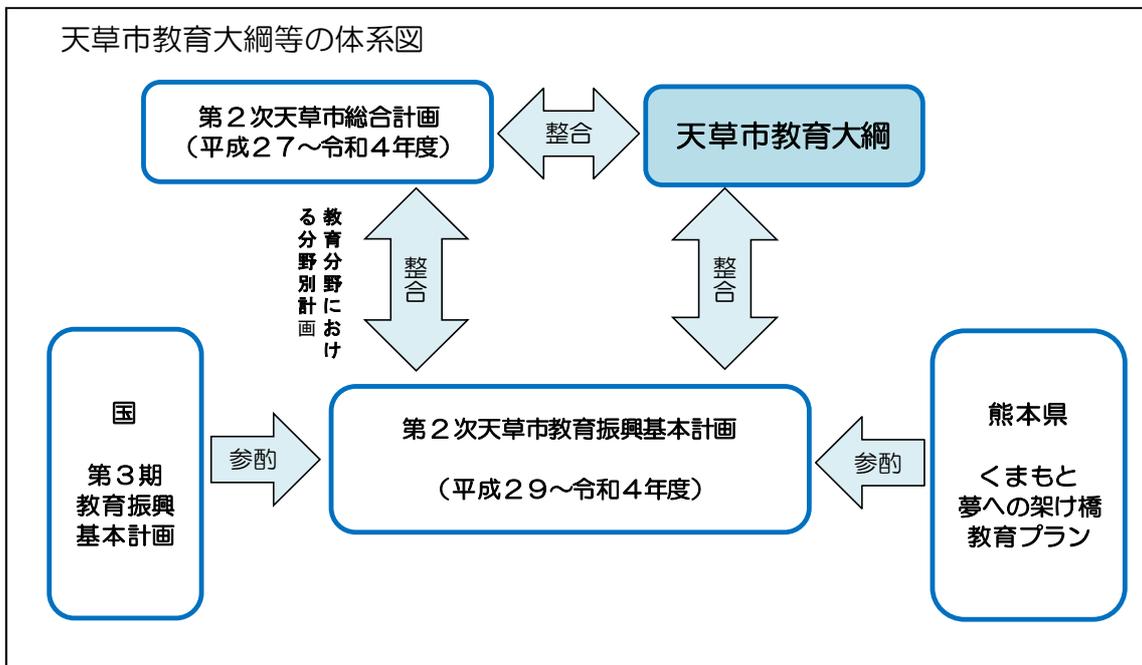
1 教育大綱策定の趣旨

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、「地方教育行政法」という。)第1条の3に規定するもので、市長が、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、市の実情に応じて教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものと義務づけられています。

また、大綱の策定については、地方教育行政法第1条の4第1項に基づき設置した「天草市総合教育会議」において、協議・調整を行うものです。

2 教育大綱の位置付け

教育大綱の策定にあたっては、教育の課題が地域によってさまざまであることを踏まえ、国が策定する教育振興基本計画の方針を参酌し、地域の実情に応じた総合的な施策の大綱を策定するものとなっています。



3 教育大綱

基本理念

【あまくさの未来を拓く「人」づくり】

- 歴史や伝統文化を継承して島独自の文化を大切に育みながら、本市の将来を担う子どもたちが健やかに育つ教育環境の充実しているまちづくりを進めます。
- 市民がまちづくりの主役としてお互いの役割を理解し、地域に愛着と誇りを持ち、それぞれの個性を生かしながら、市民相互の人権が尊重され、社会の様々な分野で個々が輝き、活躍できるまちづくりを進めます。

基本方針

方針1 学校教育の充実

方針2 生涯学習の充実

方針3 スポーツの推進

方針4 文化の振興

基本方針の内容

方針1 学校教育の充実

- ◇ 就学前教育の充実を図ります。
- ◇ 学力向上を図ります。
- ◇ 心の教育の充実に努めます。
- ◇ 健康教育・安全教育を推進します。
- ◇ 特別支援教育を充実します。
- ◇ 教職員の資質向上を図ります。
- ◇ 学校・家庭・地域との連携を進めます。

- ◇ 教育を支える環境づくりを推進します。
- ◇ 学校給食の充実に努めます。

方針2 生涯学習の充実

- ◇ 生涯学習を推進します。
- ◇ 人権教育及び人権啓発を推進します。

方針3 スポーツの推進

- ◇ 子どもスポーツの振興を図ります。
- ◇ 生涯スポーツの振興を図ります。
- ◇ 競技・交流スポーツの振興を図ります。
- ◇ スポーツ施設を充実します。

方針4 文化の振興

- ◇ 文化活動の推進、歴史と文化の保存・継承を推進します。
- ◇ 文化施設の整備・活用に努めます。